

## 乗務員教育実施計画（例）

12 項目の内容を 1 年の内に実施し、回数は職場の状況に応じて設定して下さい。  
例えば、1 回の運転者教育で 3 項目ずつ、1 年の間に 4 回に分けて実施しても構いません。

月	指 導 項 目
4 月	トラックを運転する場合の心構え
5 月	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
6 月	トラックの構造上の特性
7 月	貨物の正しい積載方法
8 月	過積載の危険性
9 月	危険物（自動車事故報告規則第 2 条第 3 項に規定されたもの）を運搬する場合に留意すべき事項
10 月	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
11 月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
12 月	運転者の運転適性に応じた安全運転
1 月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
2 月	健康管理の重要性
3 月	<b>【新設】 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法</b>
	※国交省告示 1366 号 12 項目以外の自社独自の教育内容があれば、合わせて記載

\*各事業所において、継続的・計画的に実施するための基本的な計画を作成して下さい。但し、内容につきましては「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の 12 項目に基づき設定し、乗務員に対する教育を実施して下さい。

また、教育実施後には、次頁以降の乗務員教育記録簿をコピーして活用する等し、必ず実施記録を作成し、適切に保存して下さい。

\*乗務員教育実施日に出席出来なかった乗務員に対しても必ず指導を実施し、記録を残して下さい。